

位置付け

文部科学省自体が被災した場合においても、文部科学省の役割が適切に果たせることを目的として策定。

被害想定

- ・首都南部直下地震（マグニチュード7.3、東京23区の最大震度7）の発災を想定
- ・職員の約1割が参集不可、鉄道の運行や電力等の主要インフラは1週間以上停止

非常時優先業務及び管理事務

業務が停止した場合の国民生活への影響が14日以内に一定程度生じるものを非常時優先業務と位置付け、非常時優先業務を遂行するために必要な業務を管理事務と分類。

非常時優先業務

- 発災後3時間以内に行うべき業務
 - ・対策本部設置・運営
 - ・原子力災害対応業務
 - ・大学病院の救急医療活動
 - 等
- 発災後12時間以内に行うべき業務
 - ・文部科学省関係機関の被害情報等の取りまとめ、安全確保要請
 - 等
- 発災後1日以内に行うべき業務
 - ・国家試験、入試関係業務
 - ・ホームページ運営業務
 - 等
- 発災後3日以内に行うべき業務
 - ・学校施設被害状況調査業務
 - ・D-ESTとして学び支援をする文科省職員の派遣
 - 等
- 発災後概ね3日目から1週間以内に行うべき業務
 - ・被災文化財の保護業務
 - ・被害を受けた児童生徒等の教科書等の確保に関する業務
 - ・児童生徒等の健康管理に関する業務
 - ・学校支援チーム派遣調整業務
 - 等

管理事務

- 発災後1時間以内に行うべき業務
 - ・庁舎警備業務
 - ・代替庁舎への移転要否判断
 - 等
- 発災後3時間以内に行うべき業務
 - ・省内情報インフラ維持管理業務
 - 等
- 発災後12時間以内に行うべき業務
 - ・文部科学省職員等の安否把握
- 発災後1日以内に行うべき業務
 - ・庁舎等修繕業務
 - ・備蓄配給業務
 - 等
- 発災後3日以内に行うべき業務
 - ・支払業務

業務継続のための組織・体制

- 非常時参集要員
就業時間外に東京23区内で震度6強以上となる首都直下地震が発生した際に参集する者をあらかじめ指名。
- 発災時の行動等
非常時参集要員は原則参集とするが、条件を満たす場合はテレワークによる対応も可能。職員の安否確認の実施。
- 指揮命令系統・権限委任
 - ・対策本部をトップとする体制
 - ・通常の権限者と連絡がつかない場合はあらかじめ指定された順位に従って権限を委任。

業務継続のための環境の確保

- 庁舎・執務室及びインフラの整備
 - ・什器の固定
 - ・非常用電源の確保
 - ・食料等、事務用品等の備蓄
 - ・電気、ガス、上下水道、通信の整備
 - 等
- 代替庁舎
 - ・庁舎使用不可等の場合に立川の代替庁舎に移転
 - ・別途移転マニュアルを整備

教育・訓練

- 定期的な研修・訓練（徒歩参集訓練、被災状況確認訓練等）の実施
- 非常時優先業務に従事する職員が異動する際の後任への着実な引継ぎによる体制の継続